

(仮称)利根町自治基本条例 参加及び協働の定義(素案)修正案

1. 参加の定義

前回案	修正案
<p>(定義) 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(〇) 参加 <u>町の政策立案、施策の実施及び評価等</u>の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。</p>	<p>(定義) 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(〇) 参加 <u>町の政策形成、実施及び評価等</u>の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。</p>

2. 協働の定義

前回案	修正案A
<p>(定義) 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(〇) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に<u>基づき</u>、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。</p>	<p>(定義) 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(〇) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任を<u>理解し</u>、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。</p>
修正案B	
<p>(定義) 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(〇) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任の<u>下</u>、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。</p>	